

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年12月22日（金）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松元 深 君	副委員長	宮内 博 君
委員	山田 龍治 君	委員	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	阿多 己清 君
委員	前島 広紀 君	委員	新橋 実 君
委員	下深迫 孝二 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員	松枝 正浩 君	議員	愛甲 信雄 君
----	---------	----	---------

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	塩川 剛 君	総務課長	橋口 洋平 君
総務課主幹	石神 幸裕 君	総務課人事研修G主任主事	宮原 健介 君
総務課人事研修G主任主事	春口 康太 君		
企画部長	満留 寛 君	企画政策課長	永山 正一郎 君
企画政策課長補佐	野崎 勇一 君	企画政策課企画政策G長	森山 勇樹 君
企画政策課企画政策G主査	横山 雅春 君		
市民環境部長	久保 隆義 君	市民活動推進課長	中馬 吉和 君
環境衛生課長	出口 竜也 君	スポーツ・文化振興課長	赤塚 孝平 君
スポーツ・文化振興課主幹	江口 元幸 君	環境衛生課主幹	楠元 聡 君
市民活動推進課主幹	宝徳 太 君	スポーツ・文化振興課芸術文化G主査	今村 康朗 君
環境衛生課衛生施設G主査	塩満 慶太 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳留 要一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第 87号 霧島市総合計画策定条例の制定について

議案第 90号 指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）

議案第 91号 指定管理者の指定について（霧島市民会館）

議案第110号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

議案第111号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第112号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前9時00分」

○委員長（松元 深君）

ただいまから総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る12月18日及び12月21日の本会議で、当委員会に付託されました、議案6件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということで、それではそのようにさせていただきます。

△ 現地調査

○委員長（松元 深君）

まず、議案第90号及び議案第91号についての現地調査を行います。市役所正面玄関前のロータリーに御集合ください。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時02分」

[現地調査]

「再開 午前10時28分」

△ 議案第90号 指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案に入る前に指定管理者制度について説明をお願いします。

○市民環境部長（久保隆義君）

指定管理者制度の議案が初めての委員の方もいらっしゃると思いますので、まず、指定管理者制度について簡単に説明をさせていただきます。議会事務局のほうで準備をしている一枚紙が机の上にあります。私が説明するものは、それとは違うのですけれども簡単に説明をさせていただきます。今回の指定管理者制度は、市民環境部からは今朝、御覧いただきました、霧島市南部し尿処理場、霧島市民会館の二つの施設の議案を今回提案させていただいているのですけれども、これは公の施設であり市民会館も南部し尿処理場も公の施設なんです。こういうのを管理するのは市が直接管理する方法、市の職員が直接管理する方法とあと従来は管理委託制度ということで管理を委託する制度があったのですけれども、平成15年から新たに今回の指定管理者制度という、こういう制度が地方自治法の改正でございまして、本日の分は平成15年の地方自治法改正に伴って新たに制度ができました指定管理者制度に基づいての指定管理の議案でございまして。この指定管理者制度のところを読んでみますけれども、指定管理者制度は公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものである。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず地方公共団体による出資法人に限らず、一般に民間事業者も議会の議決を経て指定管理者となることができると、この民間事業者というのが、従前の管理委託制度ではできなかったのですけれども、この制度によって民間事業者も議会の議決を経て指定管理者となることができるというものでございまして。設置者である地方公共団体（市）は管理権限の行使自体は行わず、使用許可とかそういうのは市は直接行わず、指定管理者の管理権限の行使について指定管理者のその権限の行使について設置者として責任を果たす立場から必要に応じて指定管理者に指示等を行い、指示に従わない場合は指定管理者のその指定の取り消し等を行うことができるというものでございまして。それではなぜこの指定管理者制度というのをとるのかと直接管理じゃなくて指定管理者制度による管理委託をするのかということですが、それは民間のノウハウを活用することによって専門業者のノウハウを活用することによって、公の施設の管理の効率的かつ効果的な管理と住民サービスの向上を実現することを目的としているというものでございまして。

○委員長（松元 深君）

また、分からないことがありましたら、それぞれお聴きいただきたいと思います。次に、議案第90号、指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場について）審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（久保隆義君）

議案第90号、指定管理者の指定について御説明いたします。本議案は、霧島市南部し尿処理場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございまして。指定管理候補者の選定に当たりましては、本年7月3日から7月31日まで公募し、

応募のあった1団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その結果を9月に市長に報告しております。今定例会におきまして、指定管理候補者として提案し、JFE環境サービス株式会社に平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間で指定の期間として管理を行わせようとするものでございます。詳細につきましては、環境衛生課長が御説明申し上げますので、御審査いただきますようよろしくお願いいたします。

○衛生施設課長（出口竜也君）

議案第90号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、JFE環境サービス株式会社を指定管理者としている霧島市南部し尿処理場につきまして、平成30年3月31日で指定管理期間が満了することから、今回公募を行ったところ、JFE環境サービス株式会社の1団体から応募がありました。本年8月の霧島市指定管理候補者選定委員会において審査いただき、JFE環境サービス株式会社が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、JFE環境サービス株式会社に平成30年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。以下、お手元に配布しております資料に基づき御説明いたします。まず、資料1募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの「4指定管理者が行う業務等」を御覧ください。指定管理者が行う業務といたしまして、(1)霧島市南部し尿処理場に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する業務、(2)霧島市南部し尿処理場の維持管理に関する業務、(3)霧島市南部し尿処理場の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務、(4)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務、(5)その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に同3ページの「6管理に要する経費」についてでございますが、霧島市南部し尿処理場の管理に要する経費は、市から支払う委託料によって賄うこととしており、その委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料となります。この市が定めた基準価格についてでございますが、15ページの「基準価格内訳書」を御覧ください。それぞれの経費内訳金額は基本的に、過去3か年の実績金額の平均としております。なお、委託料につきましては、今回の一般会計補正予算第5号に債務負担行為を計上していますが、その限度額は年度協定により定める管理経費としております。次に4ページの「8参加資格」についてですが、②は「平成29年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限されるおそれがあることから、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視したところでございます。次に6ページの「14選定方法」についてですが、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の「審査基準と配点」に沿って審査を行います。この「審査基準と配点」の中身につきましては、「1事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。」次の7ページにまいりまして、「2事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」などがございます。また、選定委員会の審査後は、指定選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定することとしています。次に資料2の1ページ「平成29年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成につきましては、2ページを御覧ください。「2委員会名簿」に委員会の構成をお示しております。内部委員が両副市長ほか4人、外部委員が霧島市自治公民館連絡協議会会長ほか3人の計10人となっています。次に3ページの「4審議経過」について御説明いたします。今回の選定委員会は、計3回の委員会を開催し、指定管理候補者を選定いたしました。まず、第1回では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、第2回では、委員から申請者に対し、事業計画書等についての質疑や、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰り評点を行い、第3回の委員会で委員全員の得点を確認し、選定理由を取りまとめています。次に同ページの「5審査方法」について御説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「選定基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査やヒアリングを行っております。審査に当たりましては、資料5を御覧ください。

この「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳につきましては、資料3の1ページ「3得点の決定方法」を御覧ください。まず標準を、6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が「C」より優れている場合は、「A」又は「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は「D」、又は「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。このように審査した結果は、資料2の5ページを御覧ください。「評点結果」は、1,000点満点中の850点でJFE環境サービス株式会社が指定管理候補者として、選定されました。また、主な「選定意見」といたしましては、過去の運転実績や施設周辺環境への配慮、維持管理費の抑制などが評価されました。その他の資料4は「選定基準表」となっており審査の着眼点や標準の考え方などが記載されています。また資料6は指定管理候補者から提出された「事業計画書及び収支予算書等」となっております。お目通しいただきますようお願い申し上げます。以上で霧島市南部し尿処理場の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（山田龍治君）

この指定管理の期間が5年と決まっているのか、なぜ5年なのかというのを教えてください。

○市民環境部長（久保隆義君）

予算は単年度なんですけど、この指定管理につきましては指定管理としますので、1年であれば、2年目にはほかの業者に取りられるおそれもあるわけです。それに当たっては人も雇わなければならないし、いろいろな機械設備とかも必要になるんですけど、それが1年1年であると業者としても不安定だと、ですから5年という、5年ぐらいだったらいいだろうということで5年は同じところをお願いしますよと、それで5年経ったらまた、同じようにこういう審査をするんですよということである程度期間を設けて安定した管理運営を行なっていただくというのが趣旨です。

○委員（山田龍治君）

もう一点、採点結果が850点ということですが、この詳細はどこかにあるんでしょうか。採点結果の詳細です。

○衛生施設課長（出口竜也君）

10人の委員で1,000点満点でございますが、個別の採点については公開をしないということになっております。資料4のほうに審査基準がございますが、これが1000点満点で、それぞれの委員が点を付けて合計点で標準6割以上を満たしているところを確認したところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

何点かお聴きをしております。一つは今回、1社のみということでありまして。それでそういう場合に独占的になるという傾向ということが一つは問題になるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その辺は今回の指定管理に当たってどのような配慮をなされたのか、その辺をちょっとお示しをいただけませんか。

○市民環境部長（久保隆義君）

5年前の第1回目のときには、3社の応募がありまして、そこでこういう選考をして、この会社を選ばれたわけです。そのときにも、この得点は公表しておりますので、ほかの敗れたところもそういうのを見ているのですね。今回も公募しましたけれども、そういう特別な配慮というか、どなたでもいいんですよ、門戸は広げていますよってということで広く公募しただけで、ほかの特別なことはやっていません。

○委員（宮内 博君）

分かりました。今回のこの指定管理料の関係ですけれどね。1億2,578万2,000円というのが基準価格として設定をされているということでの紹介を頂いているんですけど、いただいた資料に

目を通す時間というのはなかったんですけどね。ただこの資料6の13ページに過去の収支の関係が掲載されているんですけど、それを見ますと指定業者としては同じ業者ということになるわけですけど、過去5年間の年間の指定料として1億2,480万円ということで紹介されています。それで今回1億2,578万2,000円ということになってはいますけれども、その中で一つはその人件費の関係ですね。これがこの支出のところで年間約2,900万円ということになっているんですけど、今回見てみますと2,850万円ということでの計画になっています。その辺をちょっと説明してもらえませんか。

○環境衛生課衛生施設G主査（塩満慶太君）

資料の6の13ページになります。収支予算書というところになるんですけど、こちらが指定管理候補者のほうがお示した、各年度の指定管理料ということになります。平成30年度から平成34年度までの各年度の指定管理料というところを指定管理候補者のほうがお示した金額になります。それで先ほど人件費のところなんですけれども、人件費のほうは基準が、まず業者のほうに実際幾ら掛かっているのかということは尋ねられないものですから、今回基準価格を作るに当たりまして公共工事の労務単価表を基に選定したところがございます。まず、所長のほうの労務単価のほうで公共工事の単価に合わせまして特殊作業員というところがありまして、そのところで算定させていただきました。その金額より50万円下げたところで班長という2番目の責任者の方がいらっしゃるんですけども、そちらの金額を算定をさせていただいて、あと従業員の方が4人いらっしゃいますので、そちらのほうをさらにその金額から下げた金額で算定しております。

○副委員長（宮内 博君）

失礼しました。今後の計画でしたね。私はちょっと取り違えておりましたけども、今の説明で分かりました。内訳表の関係ですけども非常にこのきれいな水をどう排水するのかということが、非常に大きな部分を占めてくるのではないのかなというふうに思うんですけど、施設を案内していただいて本当に臭いも無くて、きちんと管理されているなというふうに思うんですけど、最終的にこの膜処理をやってその不純物を取り除いていくということをやっているんですけど、この処理計画の内訳書の中にも管理費の中で施設管理費というのは非常に大きな部分を占めているんですけど。それで膜の購入というのが書いてありますよね。これはどれぐらいのサイクルでこれを交換するというような形で示されているのかお示してください。

○環境衛生課衛生施設G主査（塩満慶太君）

膜の購入費に関してなんですけど、実は先ほど御覧いただいた膜のほうは1枚が4万円と非常に高価なものになります。その期間ということでございますけれども、こちらのほうは目安としては5年間なんですけれども、今ちょっと指定管理者のほうに頑張ってもらってその期間を伸ばしているような形になります。この膜のほうがだめになったらすぐ交換というわけではありませんが、ある程度補修をしてから交換をするという形になります。年間の購入といたしまして定期的な購入をさせていただいているところであります。昨年ベースで年間400万円ほどと聞いているところです。

○副委員長（宮内 博君）

4万円のを5年間使用とおっしゃたんですけどちょっと正確にちょっと教えてもらえませんか。その1枚の膜が4万円するとそれで当然、不純物を取り除く役割を持っているわけだから定期的に交換しないと、きちんとした処理ができないという問題点もあるのかなと、素人的に考えると、指定管理料の中の大きな部分を占める部分にはなるのかなというふうに思いますのでもう少し説明してもらえませんか。

○環境衛生課衛生施設G主査（塩満慶太君）

私の説明が足りないところがありました。5年間というのがメーカーの指針、通常お使いいただいて5年間ぐらいもつであるという基準になります。一つの膜がという考えで大丈夫です。耐用年数が5年ということで御伺いしているところです。年間の使用数については、不確定なところがあ

りまして、入ってくる汚泥の処理の仕方によって期間が異なってくるところでございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、一枚の単価が4万円と非常に高額なものになりますので年間の計画の中で購入して、ストックをしていくというような状況でしている形になります。

○副委員長（宮内 博君）

分かりました。ただ、大変重要なこの最終的に処理をするところになるのかなというふうに思いますので、そこをどういうふうに指定する側として確認をしていくのかというのは非常に大事なところじゃないのかなというふうに思いますから、そういう点を考えたので質問をさせていただいたところなんですけど、最終的に処理できる場所だと思いますのでね。それからもう一つは、塩分濃度の関係が先ほど報告をされたんですけど、これは膜処理でも除去できないというようなことなんです。

○環境衛生課衛生施設G主査（塩満慶太君）

塩分濃度に関しては、膜のほうでもやはり取り切れないということになります。ただし、塩分濃度に関しては、放流水の基準というものが特に定められていない項目になります。

○副委員長（宮内 博君）

基準が定められていないということであっても、やはり可能な限り除去できるというような対応が求められるというふうに思います。そういう点は改善ができれば取り組んでほしいと思います。質疑の最後になりますが、汚泥の最終処理の関係です。排出側の責任として最終的にその肥料としてこれがこの処理されたのかということを確認するのは行政側の一つの大きな責任ではないのかなと思うんです。それで市内ではエコバイオのほうに汚泥を最終的に持ち込んで処理をお願いしているということなんですけれども、その関係は業者との関係で今回、指定管理をするに当たってどのようなことになっているのかですね。そして、新しく5年間指定をするということになってくるわけなんですけれども、今後の対応としてどのような方向性を考えているのか、その辺のことを、これまでの経過と含めて、この機会にお示しをください。

○環境衛生課主幹（楠元 聡君）

汚泥の関係なんですけど、現地調査の際に脱水をした汚泥は、霧島市は霧島エコバイオのほうに、もう一つは曾於市の山有という会社に処理をお願いしています。これは平成19年より以前ですね。海洋投棄が禁止になった以降は堆肥化ということで、旧国分市の時代から堆肥化工場に持って行くということにしていたんですけど、合併後、私が来たのは平成21年からなんですけど、指定管理に入る前から霧島エコバイオと山有のほうをお願いしておりました。きちんと処理ができていたのかということを確認するために毎年ですね、現地の処理工場のほうに出向きましてこちらから出している汚泥が堆肥化されているのかということについて現地を調査させていただいております。それで指定管理者のほうをお願いした後も毎年市のほうが確認に私どもが出向きまして2工場ともきちんと最終的に堆肥化ができるまでやっているのかということを確認させているところでございます。

○委員（新橋 実君）

この施設は、J F Eで建設をしてずっと管理をされているわけなんですけど、建設後10年が経過しているわけなんですけど、今後、施設の老朽化ということも考えていかないといけないと思うんですけど。今後、5年ではそういうことはないと思うんですけど。施設の耐用年数については、どのように考えているのか。途中でそういうことが考えられた場合は、どのように対応していくのか。

○環境衛生課主幹（楠元 聡君）

し尿処理場の耐用年数なんですけど、明確な耐用年数というのは決められていないんですが、全国的な事例を見ますと、おおむね約30年程度が耐用年数ではなかろうかと考えられております。

○委員（前島広紀君）

2点ほどお尋ねしたいんですけど、まず一つは資料1の3ページ4番、指定管理者が行う業務等というところなんですけれども、(1)としまして、霧島市南部処理場に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する業務とありますが、この搬入される範囲はどこですか。霧島市内のどの範

囲から搬入されるのか。

○環境衛生課主幹（楠元 聡君）

搬入される範囲なんですけども、旧地域でいきますと国分、隼人、霧島、福山が以前、一部事務組合でやっていた範囲なんです。それに加えて溝辺地区の一部の浄化槽汚泥をこちらのほうに搬入しています。

○委員（前島広紀君）

あと一点は、資料2の5ページのところなんですけれども、真ん中あたりの（2）の選定意見のところなんですけども、幾つかあるんですけれども、10年間の運用実績とか安定的な経営基盤を評価したとか、周辺環境美化や臭気、騒音対策等に適切に対応しているとか、いろいろあるんですけれどもその辺りは理解できるんですが、下から二番目のところなんですけれども、利用者の受入れ時間に関する要望に対して柔軟に対応する点を評価したとありますけれども、これは具体的には、どういふことを評価されたのかお伺いします。

○環境衛生課長（出口竜也君）

この施設の利用者といいますと尿の収集運搬業者でございますが、くみ取りの計画の中では雨が降ったりとか収集ができなかったりしたときに、土曜日とかに受け入れてもらえないかとか、あるいは、時間外ですね。くみ取りの日程の関係で押したときに、遅くても開けてもらえないかといった対応も柔軟にしているということなんです。

○委員（阿多己清君）

事業報告書の検証結果の中に管理運営従事者、施設長以下6名のスタッフと記録されていますが、平成30年4月以降6名になるということで理解していいのか。

○環境衛生課衛生施設G主査（塩満慶太君）

今回の募集要項の中では、そのようにお示しさせていただいたところなんですけれども、実は所長がお一人、責任者という形でいらっしゃるんですが、所用でその席を離れるということになります。ただ、この所長は10年ほど霧島市南部し尿処理場にお勤めいただいて非常に精通している方でいらっしゃるんですけれども、その所長がアドバイザー的な役割で数年ちょっと残っていただくとその代わりに新しい方を雇用されるという計画がつい先般あったところがございます。所長を含めると平成30年4月は7名という形で運営していく予定です。

○環境衛生課主幹（楠元 聡君）

捕捉で説明します。先ほど現地でも言いましたけども、平成25年から指定管理を1期目やっているんですが、そのときは市の職員が3名、運営委託ということでJFE環境サービスを4名、合計7名で運営していました。第1期目で指定管理をだすときに、私どもの今までの経験というか運営形態を見たら7名ではなくて、1名減の6名でも十分運営管理ができるんじゃないかということを考えまして、1期目も所長を含めて、所長、班長、あと4名の6名で運営できるんじゃないかということで、募集したところなんです。そして、2期目も同じく、それで6名ということで6名体制で運営を管理していただくということで募集をしたというのが現状です。

○委員（阿多己清君）

資料2の5ページに選定意見の中に維持管理費の抑制に努めている実績を評価したと記録されているんですけれども、今回1億2,578万2,000円の基準価格となっているんですけれども、若干、下がったということで理解していいですか。

○環境衛生課主幹（楠元 聡君）

今回は約1億2,500万なんですけども、第1期目の基準価格1億2,800万でしたので300万ほど下がっております。これは1期目を今やっているJFE環境サービスなんですけど、非常にコスト面を重視し、コストを下げる努力をして使用電気料とかそういうものも市役所側の立場に立って少しでも安く運営しようということで、コストを下げてきてくれた経緯がございまして、それで比較すると300万ほど減額できているので、今回はそれを見まして、基準額が第1期よりは下がって

るという状況でございます。

○委員（下深迫孝二君）

1社しか応募がなかったということですが、恐らく今の業者さんの実績がよかったんだろうというふうに理解もしております。そのよう中で出ても太刀打ちできないかなといったようなことで、同じ業者さんなのかなというふうに思うんですが、し尿処理の場合は街にどんどん人口が増えてくると逆に増えているのかなという気もするんですが、その分は量的に増えているということはないですか。

○環境衛生課主幹（楠元 聡君）

南部し尿処理場で処理をしている汚泥の量なんですけど、概ね平成24年から平成28年の搬入量を見ますとほぼ変わっていないという状況です。

○副委員長（宮内 博君）

先ほど職員の数を6人とありましたよね。資料6の14ページからあとの資料の収支内訳書を見ると7人になっているんですけど、そこをちょっともう一回説明してもらえませんか。

○環境衛生課主幹（楠元 聡君）

この7人というのは、私どもの霧島市のほうの関係衛生課としては職員として6人を基準として算定して、応募の材料として示したところなんですけど、こちらのほうの収支報告書のほうはJFE環境サービスがその6人に加えて事務処理の職員をパートでお願いしまして、南部し尿処理場の事務処理を行うということを提案していると、あくまでも私どもが示した基準価格の範囲内でパートを含めた7人で運営していきますということを示してということでございます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時11分」

「再開 午前11時15分」

△ 議案第91号 指定管理者の指定について（霧島市民会館）

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第91号、指定管理者の指定について（霧島市民会館について）審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（久保隆義君）

議案第91号、指定管理者の指定について御説明いたします。本議案は、霧島市民会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。指定管理候補者の選定に当たりましては、本年7月3日から7月31日まで公募し、応募のあった1団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その結果を9月に市長に報告しております。今定例会におきまして、指定管理候補者として提案し、株式会社舞研に平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間を指定の期間として管理を行わせようとするものでございます。詳細につきましては、スポーツ・文化振興課長が御説明申し上げますので、御審査いただきますようよろしくお願いいたします。

○スポーツ・文化振興課長（赤塚孝平君）

議案第91号、指定管理者の指定について、御説明いたします。現在、株式会社舞研を指定管理者としている霧島市民会館につきまして、平成30年3月31日で指定管理期間が満了することから、今回公募を行ったところ、株式会社舞研の1団体から応募がありました。本年8月の霧島市指定管理候補者選定委員会において審査いただき、株式会社舞研が指定管理候補者として選定され、市長への

報告がなされました。これに基づき、株式会社舞研を平成30年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。以下、お手元に配布しております資料に基づき御説明いたします。まず、資料1 募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページを御覧ください。「4 指定管理者が行う業務等」として、(1) 会館の維持管理(駐車場、広場、広場内トイレ含む)に関する業務、(2) 会館の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務、(3) 会館の使用料の收受並びに保管に関する業務、(4) 自主文化事業に関する業務、(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が会館の管理上必要と認める業務、(6) その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしております。次に同じく3ページ「6 管理に要する経費」について、霧島市民会館の管理に要する経費は、市から支払う委託料及びチケット販売収入並びに雑入によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。この市が定めた基準価格につきましては、19ページの「基準価格内訳表」を御覧ください。それぞれの経費内訳金額は、過去3か年の実績金額の平均としております。歳出経費の高いものとして、人件費や管理費の光熱水費が挙げられます。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第5号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に4ページ、「8 参加資格」について、「②平成29年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としてあります。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害されるおそれがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人、その他の団体としているところです。次に6ページ、「14 選定方法」については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が次ページの(2)「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。その中身としましては、「事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであるか。」「事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。」「事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。」「事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか」「その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項」としており、具体的には、「1-①利用者の利便性の向上策」や「3-②従事者の資質向上に向けた取組」などが挙げられます。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、資料2「平成29年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成について御説明いたします。報告書1ページを御覧ください。こちらに委員会の構成をお示ししております。霧島市民会館は、内部委員が審査時の平野・中村両副市長ほか5人、外部委員が福原様ほか3人の計11人となっています。次に2ページ目、「4 審議経過」について御説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に同ページの「5 審査方法」について御説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「審査基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行っております。次に、審査に当たっては、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は資料3の1ページ「3 得点の決定方法」を御覧ください。まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提

案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書4ページを御覧ください。当該申請者の評点結果につきましては、1,100点満点中、885点を獲得しており、候補者要件の660点を上回っております。また、主な選定意見としまして、「利用者目線での運営実績」や「有資格者の適正配置による管理運営」などが評価されました。なお、資料④は選定基準表となっており審査の着眼点や標準の考え方などが記載されております。資料⑥は指定管理候補者から提出された事業計画書及び申請者概要となっておりますのでお目通しください。以上で霧島市民会館の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前島広紀君）

課長の口述書について2点ほどお尋ねします。現在、株式会社舞研が指定管理者となっているということなんですけれども、この舞研さんはいつぐらいから、何年ぐらい指定管理を行っている状況なのかお尋ねいたします。

○スポーツ・文化振興課主幹（江口元幸君）

平成25年度から指定管理を委託しているところでございます。

○委員（前島広紀君）

分かりました。口述書のまん中あたりの募集条件というところの（3）のところで、会館の使用料の収受並びに保管に関する業務というところがありまして、そこを飛んでいきますと市民会館の管理に関する経費は、市から支払う委託料及びチケット販売収入、並びに雑入によって賄うということになっているということになっているということなんですけれども、先ほどの資料1の下の施設の利用実績、ここで市民会館の使用料というところで表の右側ですが、平成28年度が538万5,000円、それから駐車場が平成28年度に22万2,000円とあるわけなんですけれども、この使用料、このお金というのは、指定管理者に入るものですか。それとも市の収入になるのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（江口元幸君）

市民会館が収受いたします使用料につきましては、全て市の歳入とさせていただいているところでございます。

○委員（前島広紀君）

ということは、指定管理者が使用料を徴収されて、そのお金は市に入ってくるということですね。そうしますと次に、チケット販売収入とか雑入とかいうのはどういうものがあるんですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（江口元幸君）

チケット販売収入につきましては、今指定管理者と霧島市のほうで自主文化事業というのをさせていただいております。その自主文化事業で開催するときのチケット収入は、指定管理者が収納しまして、その事業に充てるということになっております。それから今お問い合わせの雑入についてでございますが、雑入の中身としましては会館内でございます、公衆電話の通話料、自動販売機の電気代、指定管理候補者の光熱水費、あともう一つ、チケット販売の手数料というのがございますが、これは会館が貸館事業をしたときの貸館事業の主催者からチケット販売の依頼を受けるわけですが、そのチケット販売をしたときの手数料が雑入として入ってくるものでございます。

○委員（前島広紀君）

確認ですけど、そういう収入というのは指定管理者のほうに入っていくということですね。

○スポーツ・文化振興課主幹（江口元幸君）

そのとおりでございます。

○委員（山田龍治君）

2点ありますが、1点からまず質問させていただきます。資料2の選定意見の4番目、「霧島市の特色を活かした公演や市民参加型の自主事業に係る提案内容を評価した」ということで書いてありますが、霧島市の特色を活かした公演や市民参加型の事業というのはどういったものなのかお示してください。

○スポーツ・文化振興課芸術文化G主査（今村康朗君）

市民参加型事業など今回指定管理者が新たに提案をされた事業でございます。細かい内容としましては霧島神楽や九面太鼓さんなどをお願いをした、自主企画による公演など今回提案がありました。また、市民参加型事業というのはNPO法人のきりしま創造舞台さんなどがされていますが、あのような事業を計画したいということで計画書の中に記載されております。

○委員（山田龍治君）

この中に、要望になるのかもしれませんが子供さんたち向けのものが利活用できるような霧島市の特色を活かしたものというものはないのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課芸術文化G主査（今村康朗君）

自主文化事業とは、若干、離れるのかもしれませんが、現在小学校6年生を対象にした劇団四季による心の劇場公演など、小学生向け、生徒芸術鑑賞会事業などを市のほうで行なっております。このような子供たち向けの事業も行なっているところでございますが、指定管理者さんをお願いする事業の中に幼児向けの公演というのを毎年7月頃にやっておりますので、そのように各世代の方に見てもらえるような公演を行えるようにこれからも指定管理者と協議をしていきたいと考えております。

○委員（山田龍治君）

もう一点の年間のこの市民会館の稼働率というのはどのくらいなのでしょう。

○スポーツ・文化振興課主幹（江口元幸君）

稼働率としての集計は手元にはありませんけれども、実績としましては今お手元の資料にございますように資料1の1ページの下のほうにございますように市民会館の平成26年度から平成28年度までの有料、免除、半額免除を含む方々の利用人員は載っているところでございます。

○委員（山田龍治君）

聞き及んで話なんですけど、特に年末の土曜日、日曜日の学校や保育園、幼稚園が事業を主催するときはこの申込で並んで競争して場所を取るというのを聞いたものですから、並んで取るような仕組みにならないような方法はないのかなと思ひまして、御質問させていただきました。

○スポーツ・文化振興課芸術文化G主査（今村康朗君）

今、山田委員からお話がありましたとおり、毎月の初日に翌年の月の予約を取るという状況なんですけど、過去には夜中から並んでということがあったようでして、今、舞研さんが指定管理者で入って1期目なんですけど、それになってからは大体毎年、どの幼稚園、保育園がこの頃で発表会をやっているというのが分かっておりますので、事前に指定管理者のほうから打診をして日程調整等を行っているというふうな報告は受けております。

○副委員長（宮内 博君）

資料の説明をしてほしいんですけど、資料6の23ページですね。収支予算書が示されております。それで人件費の関係ですけれども平成30年から平成34年まで2,097万5,000円ということで計画が示されています。資料1の19ページの関係で、これは霧島市側が提案をしたものかなというふうに思うんですけど、1,900万円ということで提示をしているとなっているんですけど。この関係で100万円ぐらい開きがあるということになっております。ちょっと説明してもらえませんか。

○スポーツ・文化振興課主幹（江口元幸君）

積算の基礎として計上しておりますのが、舞台、音響、照明の技術者2人分として1,200万円、そ

れから一般事務員としまして400万円、今、音響、照明、舞台と3人の技術者が必要なんですが、そのうちの1人分は臨時舞台技術者として計算をしております、その方の分が200万円、それともう一つ自主文化事業をお願いしておりますが、自主文化事業の企画立案の件費として100万円、計の1,900万円を積算で計上させていただいているところでございます。委員から御質問の資料6の23ページの件費の2,097万5,000円というところにつきましては、それぞれ個々具体的に舞研が市民会館の常勤の職員として採用したときにこれだけの額が掛かるということで積算されたものだというふうに認識しているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

それは資料6の8ページのところに、常勤勤務の方それから非常勤の方ということで、それぞれ人数が示されているんですけど。いわゆる舞研のほうはこういうこの体制が必要だということなんだけれども、管理責任者、舞台技術者等ですね。常勤勤務で4人必要だというふうにしているのかなと思いますけど、今の御説明では常勤が3名ということですよ。それで実際、支障はないのかどうかですね。その辺はどんな議論をして出したんですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（江口元幸君）

我々の積算上は、常勤3人ということでお願いしておりますが、ここの舞研の資料でいきますと常勤は4人と、それにつきましては安全性などの部分から指定管理者である舞研が加配をして職員を配置しているものと。

○委員長（松元 深君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時39分」

「再開 午前11時41分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○スポーツ・文化振興課芸術文化G主査（今村康朗君）

現在、指定管理者の舞研さんには常駐職員が4人おります。今ここの8ページで常駐勤務4人で提案がしてありますので、舞研さんからの提案は今と同じ体制をとりたいということで提案がなされているものと理解しております。

○副委員長（宮内 博君）

それで霧島市側の提案としては、先ほど報告があったように3人体制ということですよ。2名の方が1,200万円とおっしゃいましたか。1人の方が400万円であと臨時が200万円と100万円ということでそういう報告でしたよね。それで1,900万円ということになるんだけど、いわゆる舞研側はその4人体制の常勤体制でないと、回らないというようなことでの判断ではないんですかと、市のほうの常勤として考えている3人体制で実際回るのかというその辺のところ、いわゆる利用者である市民の方たちにしわ寄せが来るような形になると困る話でありますので、その辺をどういうふうに考えてらっしゃるかということをお聴いています。

○スポーツ・文化振興課主幹（江口元幸君）

委員御指摘の部分につきましては、こちらの積算と実際に舞研が運用されている職員の配置につきまして1人の差があるんですが、先ほど申し上げましたように我々は3人体制で十分その運用は可能だというふうに認識をしているところでございますが、先ほど申し上げましたように施設の安全性であるとか市民への便宜を図るという観点から舞研が自主的にその分について、1人加配をして運用している。あるいは、その舞研の職員の休暇の問題もございまして、その休暇のやりくりのスケジュールからも1人加配をして運用させていただいていることだというふうに認識しているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

金額的には100万円ぐらいの差額が生じているということになるんだけど、市としてはその3人の

常勤で対応できるのかということだけれども、現実的には舞研は4人で常勤体制をとっているということですね。そうしますと当然、どこで調整するかという話ですけれども、いわゆるこの1,900万円の中でいかに常勤を4人確保できるかというこの部分で調整しているということだろうというふうに思いますけれども、そういうことになると当然、賃金を低く押えるとかですね、そういうことにつながってくるというふうに思うんですけれども、その辺は十分対応ができるんですかね。その辺はどのように判断をなさっていらっしゃるのでしょうか。1,900万円という市側の基礎的に考えている金額と実際に運営しているところが、それではなかなか対応できないというようなことを示しているのではないかなというふうに思うんですけど、その辺はどのような議論があったのかちょっと紹介してもらえませんか。

○スポーツ・文化振興課主幹（江口元幸君）

常勤職員の給与につきましては、3人分で積算をさせていただいておりますが、そのほかに先ほど申し上げましたように舞台技術者の臨時的採用の分、それから自主文化事業の企画立案の臨時的職員の採用の分がございます。これにつきましては必ずこの額が支出をされているわけではなくて当然、人件費の総額として運用なされるべきものだというふうに考えているところでございまして、その運用の方法につきましては、舞研さんの運用にお任せしているということが一点でございます。あともう一つ給与が低額になるんじゃないかという御指摘でございますが、そこにつきましては、舞研の会社の中での給与規則がございますので、その規則に則って支払われているものだというふうに認識をしているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

実際、支出のところで今後5年間に計画をしている金額というのを出されているわけですね。既に舞研さんが指定管理を受けていらっしゃると思いますので、どういう結果になっているのかということとは当然、掴んでいらっしゃるだろうというふうに思います。決算上はどういうふうになっていきますか。人件費という形で見ると。

○スポーツ・文化振興課主幹（江口元幸君）

その舞研の決算書につきまして、手元にないものですから後ほど説明をさせていただきます。

○委員長（松元 深君）

委員長を交代します。

○委員（松元 深君）

資料6の23ページであります。自主文化事業収入、これは指定管理者が取るんですが、この収入が549万2,000円と217,000円あって、この自主文化事業の経費をこの指定管理料で支払っているのかどうなのか。

○スポーツ・文化振興課主幹（江口元幸君）

指定管理料につきましては、市側から指定管理者に支払う委託料としてお支払いをさせていただきまして、自主文化事業の収入は先ほど御説明申し上げましたように、年間に実績でいきますと5本ほど、市民会館自主文化事業という事業を行っております。公演だとか音楽事業だとか、その分についてのチケット収入につきましては、そのまま指定管理者が収入しまして、その各事業に充てるということとさせていただいているところでございます。

○委員（松元 深君）

自主文化事業の範囲内で経費を使って、指定管理料を例えば、利用して自主文化事業の経費に充てているという、この最初に市が試算したところにはこの経費は入っていないのですが、これで指定管理の在り方としていいのかなと思うのですが。

○スポーツ・文化振興課主幹（江口元幸君）

資料の1の19ページに基準価格の内訳書の記載がございまして、その中で収入のほうの自主文化事業のチケット収入450万円とプラスして、歳出のほうの委託のほうでは、事務費の中の委託料、自主事業における公演委託ということで850万円そこに計上という記載がございまして、我々の積算上

では、その歳出の中に自主事業に掛かる経費として1,050万ほど計上をしているところでございます。そのうちの450万をチケット収入として、指定管理者が収納をするという計算で、その積算がなされているところでございます。

○委員長（宮内 博君）

委員長を交代します。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11時46分」

「再開 午後 1時00分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。スポーツ・文化振興課から発言の申し出がありましたのでこれを許可します。

○スポーツ・文化振興課主幹（江口元幸君）

先ほどの宮内委員からの質問につきましてお答えいたします。お手元に平成28年度の市民会館の収支決算書をお渡ししております。平成28年度、単年度でいいますと110万3,000円ほどの赤字という形になっておりますが、この結果につきましては、下のほうに自己評価が書いてありますように当該年度に行いました自主文化事業の広告宣伝費に少し金額が掛かったためにこの額が発生をしたということを指定管理者自体が評価をしているところでございます。この決算額につきましては、毎年、収入、支出ともに変動するところがございますので100万規模でるときもあれば、逆に努力によってはプラスになるという年もあるということになるかというふうに考えております。

○委員長（松元 深君）

何か質問はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時02分」

「再開 午後 1時03分」

△ 議案第87号 霧島市総合計画策定条例の制定について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第87号、霧島市総合計画策定条例の制定について、審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（満留 寛君）

議案第87号、霧島市総合計画策定条例の制定について、御説明します。本条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、霧島市総合計画審議会への諮問や議会による議決等、その策定手続き等に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものであります。それでは、条例の内容について説明する前に、まずは、条例案作成に係る背景及びこれまでの経緯について御説明します。本市は、平成20年3月に策定した第一次霧島市総合計画に基づき、まちの将来像である「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」の実現を目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてまいりました。この間、平成23年5月に地方自治法が改正されたことに伴い、市町村における総合計画の策定義務及び議会での議決要件が廃止され、総合計画の策定自体が市町村の判断に委ねられることになりました。このような中、本市といたしましては、本格的な人口減少社会の到来や経済・

社会のグローバル化の進展など、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、これまで同様、本市のあるべき将来像やそれを実現するための基本的な指針が必要であるとの考えのもと、平成28年度から次期総合計画の策定に向けた作業を進めてきたところでございます。なお、平成27年第1回市議会定例会において、次期総合計画の策定に向けた作業を進める一方、その取扱いについては、次回の市長選後に、そのときの市長が判断されるべきとの市長答弁がなされたことを踏まえ、改選後の本定例会に、総合計画の策定の根拠を明確にし、その策定手続き等について必要な事項を定めた霧島市総合計画策定条例案を提案したところでございます。引き続き、条例の詳細につきましては、企画政策課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○企画政策課長（永山正一郎君）

引き続き、議案第87号について、御説明申し上げます。第1条は、条例制定の目的に関する規定であります。総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、その策定手続き等に関し必要な事項を定めるものである旨を規定いたしております。次に、第2条は、本条例で使用する用語の定義に関する規定であります。次に、第3条は、総合計画の策定に関する規定であります。企画部長の説明にもありましたとおり、平成23年5月の地方自治法の改正に伴い、市町村における総合計画の策定義務が廃止されたことから、本規定において、総合計画の策定根拠を明確にするものであります。次に、第4条・第5条は、総合計画の策定手続きに関する規定であります。第4条において、総合計画の基本構想及び基本計画を策定又は変更するにあたっては、あらかじめ霧島市総合計画審議会に諮問を行い、さらに、第5条において、基本構想の策定又は変更にあたっては、議会の議決を義務づける旨を規定いたしております。次に、第6条は、総合計画の公表に関する規定であります。第1項において、総合計画を策定又は変更したときは速やかに公表する旨を、第2項において総合計画に基づく施策を計画的に実施するための必要な措置を講じるとともに、その実施状況について公表する旨を規定いたしております。次に、第7条から第11条は、霧島市総合計画審議会に関する規定であります。第8条において、審議会は委員15人以内で組織し、公共的団体等の代表、学識経験者、その他市長が必要と認める者で構成する旨を規定いたしております。第9条に審議会委員の任期、第10条に会長及び副会長の選任、第11条に会議の招集及び定足数等を規定いたしております。次に、第12条は、個別の具体的な事項に関する規則への委任について規定いたしております。次に、附則第1項は、本条例の施行日を公布の日からと規定いたしております。次に、附則第2項は、現行の霧島市総合計画審議会条例の廃止について規定いたしております。先ほど御説明申し上げたとおり、本条例において、霧島市総合計画審議会の設置等に関する規定を設けたことに伴い、現行の霧島市総合計画審議会条例を廃止するものであります。なお、附則第3項において、本条例の施行の際に、現行の同審議会条例の規定により任命された、審議会委員である者については、本条例第8条第2項の規定により、審議会委員として任命されたものとみなす旨の経過措置を規定いたしております。以上が、霧島市総合計画策定条例の主な内容であります。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（山田龍治君）

以前に説明いただいたんですが、この条例の中の審議委員の15人という数の根拠をお示しいただければと思います。

○企画政策課長（永山正一郎君）

審議会の委員につきましては、霧島市ではガイドラインを出しております。そのガイドラインでは15人以内というふうに規定されているところです。その15人の根拠につきましては、県内の他の自治体等も参考にしながら、ほとんどの審議会の人数を定めている市におかれましては15人としているところです。

○副委員長（宮内 博君）

今回、平成 20 年に作ったときは法律的な一つの括りがあったということなんですけども、部長のほうで説明が先ほどありましたように、平成 23 年に法律の改定がなされて、そして霧島市が独自にこの総合計画を策定するという位置づけで今回、初めて提案するわけですよ。それでということは、霧島市の自主性が当然尊重されると同時に、10 年間という非常に長いスパンで市の計画を推計しながら立てていくということになるので、その当たりの推計値、あるいは目標値等を、いかに現実との乖離がないような形で整合性を持っていけるような形でやっていくのかというのが非常に大事だろうというふうには思うんですけども、その様々な計画を立ち上げるときに総合計画ではどう謳っているのかということの基本にして計画を立ち上げていくということに当然なるわけですから、計画は作ったけれども実際やっていることは、かなり現実とは違うというようなことが、一定の期間を経て修正が必要な分は修正していくというような取組が必要だろうと思うんですよ。そのためには審議会を開いて、その修正部分について議論をしなきゃいけないという規定があるわけです。それでできるんですけど、今回、新しく総合計画を策定するに当たって、過去の 10 年間の計画との乖離が非常に大きかった部分とかがあるんですけど、そういうのは今回、どのような形になるだけそういった大きな差が生じないような形で取り組んでいくということが議論をされてしかるべきだというふうには思うんですけど、その辺は新しい審議会に対して提案をしていくのか。既に 12 月 12 日には素案が、審議会に提出されているわけですよ。パブリックコメントも既に始まっているというようなことでありますので、その辺をちょっと説明してもらえませんか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

計画の策定に当たりましては、第 1 次総合計画もまだ計画期間中ではありますが、これまでの取組について、それぞれの項目ごとに基本事業ごとに振り返りを行っております。また、委員が御指摘のとおり、成果指標につきましては目標値を下回っているもの、また、早期に達成してしまっているものとかそういったことがございました。そのようなことから第二次計画では、そういったことがないように目標値をしっかりと定めていこうということで取り組んでまいりました。その中では企画部のほうで成果指標の在り方について、基準を定めそれに基づいて現実的な数字を目標に掲げるようにしております。また、昨日の一般質問でもありましたが、目標人口につきましても第 1 次総合計画では 13 万人ということで設定をしておりますけれども、現在の素案の段階ですけれども 12 万 7,000 人という、それよりも現実的な、本当にしっかりと取り組むべきことをやっていけばこの数字はできるんじゃないかという数字の人口目標を定めているところです。

○副委員長（宮内 博君）

例えば、第 1 次総合計画の中の基金のところですけどそれを見ても、市民生活に活用できる基金残高というのを平成 18 年度の現状が 73 億円と、そして、その平成 24 年度までしか書いてないんですけど 14 億円ということで示してあるわけです。現実には 116 億円なんです。平成 24 年度の指標からするとですね。実際には 8 倍 9 倍の開きが、ここで生じているということになっていて、結果的には、この総合計画の中でこの推計値が示されていることを受けて、様々な事業計画の見直しあるいはその職員の人員体制の見直しですね、そういうものが進められるわけけれども、その辺をどう推し量っていくのかということは、政治は生き物ですので動きますからね。様々な情勢の変化とかいうものを受けて、地方交付税なども当然変化があるわけですので、その辺を正確に推計するというのはなかなか困難だろうというふうには思うんですけども、余りにも乖離が大きいということですね。そういう部分については、早期の段階で修正するものは修正するというような形でしていかなければいけないんですけども、そのようにしていくということになりますと、今期間のところ現実的には乖離があるよということを申し上げたんですけど、この 15 人の審議員の方たちが、それなりの提案ができたり、あるいはその審査ができたというふうなことでなければならぬというふうには思うんですけども、それから見ると例えば、今回、15 人以内の委員で組織をするというふうにあるんですけど、今回この条例を設けることによって新しく廃止をする条例があるわけですよ。その旧条例を見ても、実際、構成員は 15 人で変わりはないんですけど、

例えば、その前回までは、この教育委員会の代表であるとか、農業委員会の代表だとかいうのもこの15人の中に含むということでしたものを今回、その二つを無くしていますよね。それからいわゆる総合計画ですので、男女共同参画のための取組をどういうふうにするかというようなことなども当然議論しなきゃいけないんだろうけど、これまでの条例の中にはいわゆる女性比率を一定以上保つということが書かれている。15人のうち、いや10人のうち2割ですね。十分の二は、男女の比率をちゃんと担保しなきゃいけないというふうになっているわけですけど、それも今回取り除いていますよね。だからより正確な推計値等を出したり、社会情勢の変化などを捉えて総合計画を策定するということになる、そういう面では改正が以前よりも不十分ではないのかなと、そんなふうを受け止めざるを得ないんですけど、その辺はどんなふうに総合的に検討されて、この15人の体制についても農業関係、教育委員会関係、女性の比率等について、省くような形で提案をするというふうにしたんですかね。ちょっとその辺説明してもらえませんか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

審議会の委員の構成につきましては、委員が御指摘のとおり意図的にその二つをはずしています。ただ、なれないということではなく、より幅広い視点で審議会委員を選べるようにという形で特に今後そういう人を選ばないというわけではありません。男女の比率についてですけれども、男女共同参画条例でクオータ制というのがありまして、その中の女性委員の数との齟齬があったものから、その条例のほうの数値を生かすということで、今回その項目をはずしております。

○副委員長（宮内 博君）

ちょっと待ってください。まず男女比の関係のことですけど。今の条例では十分の二ということで規定をされています。それで条例上はその記述があるんですけども、委員のうち男女のいずれか一方の委員の数は委員の総数の十分の二未満であってはならないとこれがもう全部なくなっていますよね。今の課長の答弁では、齟齬があったという話しですけど、そこをもうちょっと説明してもらえませんか。

○企画政策課主査（横山雅春君）

委員お指摘のとおり、現行の霧島市総合計画審議会条例の中では、第2条第3項におきまして男女のいずれか一方の員数は委員の総数の十分の二未満であってはならないというふうに規定されております。一方で霧島市男女共同参画推進条例第16条におきまして、先ほど課長のほうから申し上げたとおり、クオータ制というものを明記しております。クオータ制というのは同条例の第16条におきまして、男女のいずれかの委員の数は委員の総数の十分の四というふうに規定をしております。したがって、先ほど課長が申し上げたとおり、現行の総合計画審議会条例との齟齬が発生していたということになります。なお、現在の総合計画審議会の委員の男女の比率でございますが、男性7名、女性7名ということで男女の委員は同数となっております。

○副委員長（宮内 博君）

結果的には、未満であってはならないわけですからこの条例からいっても多い分は構わないわけですよ。もう一つお尋ねをしたいのは、条例の中に経過措置がありますよね。それでこれまで審議会委員であった方は、この条例が施行された日には審議会の委員として任命されたものとみなすという規定があるわけです。そこでお尋ねなんですけれども、今の話は女性委員が7人いらっしゃるというようなことでしたけど、前条例の中には、先ほど言いましたように農業委員関係、教育委員というものが明記をされていますから、当然、スライドする委員の中にもその方たちが入っているのかなと思いますけれども、そこをこのところを確認させてください。それから農業委員関係、教育委員関係を省いたことにより、そこに固執すること無く、幅広い人材を集めたいということで課長から先ほど答弁があったんですけど、そのところをもう少し説明してもらえませんか。

○企画政策課主査（横山雅春君）

現行の審議会条例の中の第2条第2項第1号におきまして、教育委員会の代表、第2号におきまして農業委員会の代表というふうに明記しております。現在の審議会委員におきましては、農業委

員会の会長，教育委員会の教育委員，この二人が審議会委員として参画していただいているところでございます。また委員並びに課長の答弁もございましたとおり，現在の総合計画審議会委員を選任するに当たりましては，当然公募のほうも行っております。公募を行ったところ募集3名に対しまして，応募が10名あったところでございます。今後このような形で積極的に広報に関する広報啓発を行うことにより，さらに多様な方々が本審議会のほうに御参画いただけるよう事務局のほうとしても工夫をしていきたいというふうに考えております。

○副委員長（宮内 博君）

15人という一つの枠があるので，今の答弁をそのまま率直に判断するとその15人という枠があるので，いわゆる農業委員関係，教育委員関係にとらわれずに，一般の方からの応募があったときにはできるだけそういう枠を増やしたいとそういうことだという理解でよろしいわけですか。

○企画部長（満留 寛君）

教育委員会の代表，農業委員会の代表をはずすということでの改正では考えておりません。こういった形でこれまでの委員も今回の経過措置でも引き継いでいくわけですが，同じような形で選考につきましては，そういった教育委員会の代表，農業委員会の代表もこの公共的団体等の代表という中に含まれるという形で考えまして，このような改正をしたところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

最後に確認ですけれど，市長はこの素案を拝見されて口述の中にあるように，新しく選ばれた市長が，これを受け止めてそしてそれを提案するという形をとったということで，今この時期になるということになったわけですね。それで市長も示された素案は，おおむね自分の考えていることと違いがないということでそのまま提案をしたというふうに本会議でも答弁されているようでしたけれど，私が確認をしたいのは市長が公約の中に民間の声を生かした新しいネットワーク機構を設置すると言っていますよね。それは地域とか性別とか年代にとらわれないような市民参画を図っていくんだというふうにおっしゃっているんだけど，ここで言っている部分と審議員の15人ですね，ここの関係ですね。総合計画は，当然，重要政策ですのでここを尊重していかなきゃいけないという一つの柱を立てていくということになるんだけど，市長が言っている公約の中での新たな住民参画型のこういうネットワーク機構との整合性については，どんなふうを図っていくんでしょうか。

○企画部長（満留 寛君）

ネットワーク機構の設置という形で，市長の公約に掲げられております。その組織がどのような形で今後設置していくか，まだ明確に決まっておきませんので，今後その位置づけあるいはこの審議会との関係について，今後検討しながらそういったネットワーク機構の設置についても協議していきたいと考えております。

○副委員長（宮内 博君）

それは市長の側からも，この素案を提示した段階で自らの公約との関係で一定の何らかの提案があったりとかということもまだなくて，今の部長の話では同時並行で進めていくという話ですかね。その素案を審議会やパブリックコメントにかけて，そして3月までには完成していくわけけれども，それで市長ともそういう話合いがされているという理解でよろしいですか。

○企画部長（満留 寛君）

このネットワーク機構の設置が3月いっぱいまでできるかどうかも確定しておりませんので，このネットワーク機構の設置をどのような形で設置していくか，その辺の方針が決定する中で総合計画審議会とか，あるいは総合計画への関係性をどのように今後図っていくか，その辺も今後の検討になると考えております。

○委員（阿多己清君）

今回12条からなる新条例なんですけど，これはどこかモデルになるようなものを参考にして作られたのか，霧島市独自のものなのか，そこらはどのような状況ですか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

県内の市町村において、総合計画の策定根拠をどのような形で整備しているか調べております。議会の議決すべき事件を定める条例で定めているところが、指宿市、南さつま市、阿久根市、日置市、志布志市といったところで、「根拠は」と言う声あり]モデルがあるかということですか。[「はい」と言う声あり] 答弁を代わります。

○企画政策課主査（横山雅春君）

特にモデルとなったところはありません。ただ、今ちょっと課長が申し上げようとしていたんですが、自治法の改正に伴いましてその後、各自治体におきましては、このような形で総合計画を策定する根拠というものを条例化する動き等がございます。その中で鹿児島市、南九州市におきましては、本市と同じようなスタイルで総合計画策定条例というものを、既に定めているところでございますので、それらの条例のほうも完全にまねをしたということではなくて、本案を検討するに当たっては参考にさせていただいたというような経緯がございます。

○委員（山田龍治君）

第1次総合計画を終わるに当たって総括みたいなのは、市のほうから出されたりはするのでしょうか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

平成29年度までですので、現在総合計画に基づいて、様々な取組を行っているところです。この取組に当たっては毎年度事務事業評価ということで振り返りを行って評価を行っております。今年度末を迎えましたらその総括的な評価というのもまた公表される予定であります。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここで、しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時36分」

「再開 午後 1時39分」

△ 議案第110号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

△ 議案第111号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

△ 議案第112号 霧島市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第110号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、議案第111号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第112号、霧島市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、関連がありますので、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（塩川 剛君）

それでは、まず、議案第110号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について及び議案第112号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。これらの一部改正条例につきましては、平成29年人事院勧告に基づき、国家公務員の特別給（ボーナス）の支給割合が引き上げられる国家公務員の改正給与法が成立したことから、国に準じて、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、それぞれの条例について、所要の改正をしようとするものであります。次に、議案第111号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正については、議案第110号及び議案第112号と同様に、人事院勧告や他の地方公共団体の改定措置等を考慮し、一般職員の給料月額や諸手当の改正を行うため、本条例について、所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、引き続き、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務課長（橋口洋平君）

引き続き、議案第110号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、議案第111号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第112号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、具体的に御説明申し上げます。人事院は8月8日に国家公務員の給与等について勧告を行っております。勧告の内容といたしましては、本年4月分の月例給において平均631円(0.15%)民間給与が国家公務員給与を上回る結果となり、平成28年に引き続き、月例給の引上げを勧告しました。月例給の改定については、1級の初任給を1,000円引き上げ、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を平均0.2%引き上げることとしております。特別給(ボーナス)についても、民間の支給状況等を踏まえ、0.1月の引き上げを勧告しております。なお、国家公務員に関する情勢につきましては、11月17日に政府が公務員の給与改定に関する取扱いについてを決定するとともに給与法改正法案を閣議決定し、国会に提出、12月5日に衆議院本会議で可決、12月8日に参議院本会議で可決、12月15日に公布、施行されております。本市におきましては、人事院及び鹿児島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及びほかの地方公共団体の改定措置等を考慮し、職員組合と労使交渉を行った結果、合意いたしましたので、今回の定例会に条例改正の議案を提出させていただいたものであります。まず、議案書は1ページ、一部改正条例新旧対照表は1ページを御覧ください。議案第110号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正についての改正条例につきましては、第1条におきまして、霧島市長等の12月の期末手当の支給割合を1.70月から1.75月へ0.05月分引上げる改正を規定いたしております。第2条におきましては、平成30年4月1日以降の期末手当の支給割合を6月は1.550月から1.575月へ0.025月分引上げ、12月は1.750月から1.725月へ0.025月分引下げる改定を規定いたしております。次に、議案書は8ページ、一部改正条例新旧対照表は11ページを御覧ください。議案第112号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての改正条例につきましては、霧島市議会議員の期末手当の支給割合を議案第110号と同様の改定を規定いたしております。次に、議案書は2ページから7ページ、一部改正条例新旧対照表は2ページから10ページを御覧ください。議案第111号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正についての改正条例の第1条におきましては、一般職と再任用職員の12月の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.1月分と0.05月分引き上げ、また、給料表の増額改定を規定いたしております。第2条におきましては、平成30年4月1日以降の勤勉手当の支給割合を6月は引上げ、12月は引き下げて、結果、それぞれの勤勉手当の支給割合を同じ割合である0.9月分といたしております。また、平成26年の人事院勧告による給与制度の総合的な見直しにより実施されてきました55歳を超え、かつ、行政職給料表(一)の6級以上の職員に対する俸給等の1.5%の減額支給措置が今回の人事院勧告において、平成30年3月31日をもって廃止することとされたため、同措置が規定されておりました条例の附則からこれらを削る改定を規定しております。以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(松元 深君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を一括して行います。発言される場合は、先に議案番号を言ってから発言をお願いします。質疑はありませんか。

○委員(阿多己清君)

3件とも関連があるんですけども、今回の改正による所要額、対象者数を教えてください。

○総務課主幹(石神幸裕君)

今回の人事院勧告に伴います影響額につきましては、まず、企業職員と中央高校の職員を除く人数につきましては、1,001名でございます。給料といたしまして552万2,000円、職員手当等で3,747万1,000円、共済費で744万5,000円、合計いたしまして5,043万8,000円でございます。市長につきましては5万6,350円、副市長につきましては4万3,930円、教育長におきましては40,538円の増額となっております。議員の皆様方につきましては、議長につきましては3万1,050円、副議長につきましては2万4,840円、委員長につきましては2万3,690円、議員につきましては2万3,115円となっております。

○委員（阿多己清君）

55歳以上が今回の改定で復活という状況になるんですけれども、この対象者というのは人数が分かりますか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

現在55歳を超え、かつ行政職給料表が6級以上の職員につきましては、70名該当しています。

○副委員長（宮内 博君）

今回の提案は人事院勧告を受けて提案をされているということなんですけれども、あくまでも人事院勧告というのは国家公務員の給与に準じて地方公務員も引き上げを行うということで行われているわけです。職員については、当然生活給でありますので、その格差を是正するということは当然のことだろうというふうに思うんですけれども、人事院勧告はあくまでも国家公務員に関する勧告を受けて、地方公務員もそれに準ずるということなんですけど、首長あるいはその議員については勧告は当たらないとこういうことが、これまでも繰り返し議論されてきたところなんですけれどもそういう認識を共有してよろしいですね。

○総務課長（橋口洋平君）

確かに人事院勧告は国家公務員の一般職に対する勧告でございます。

○副委員長（宮内 博君）

ということは、当然、市長、副市長、教育長、市議会議員というのは勧告の対象にならないということですよ。昨年も同じような議論をしているんですけれど、最終的には首長の政治判断ということにならざるを得ないということなんですけれども、特に市議会議員については、4年前に5万円の報酬の引上げがなされたということでかなり市民の批判も受けたという経過があるんですけれども、その辺のことについては中重新市長との間でどのような議論があったのでしょうか。

○総務課長（橋口洋平君）

特別職等につきましては、例年御説明しておりますけれども国の指定職、事務次官とかそういう方たちが対象になるんですけれども、その方たちのボーナスを基準にして、今設定がしてあります。今回の人事院勧告でもその国の指定職のほうも0.05月分、ボーナスがアップするという勧告が出ましたので、それを受けて今まで基準としている指定職が上がったということで特別職のほうも上げることにしたということ、市長には説明しておりますがゴーサインをもらっているところでございます。おっしゃるとおり職員に対する勧告ではございますけれども、やはり何か基準になるものがないと比較とかするときに非常に難しいところがございますので、過去に平成14年から10年間くらいは据え置いたり、下がったりもしておりますので、やはり情勢適用の原則と申しますか、そういった形で指定職について上がる勧告があれば上がると下がる勧告になるとまた下げるといような対応をしているところでございまして、そういったことにつきましても市長には了解を頂いているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

ただ、先ほどから申し上げているだけなんですけれども、地方公務員については当然、準じるべき根拠となるものがあるけれど、あくまでも議員、首長については、その政治的な判断が重視をされるということですよ。ですから鹿児島県内のこの12月議会でどうなるかというのは存じておりませんが、昨年も南九州市議会とかでは議員報酬の引上げについては、これを否決をするというようなことがあったわけでありまして、そこ辺のところは首長の判断に委ねるということでの共通理解ということで理解してよろしいですね。

○総務課長（橋口洋平君）

他の県内自治体に直接聞いたわけではございませんけれども、そういう判断のもとに県内の19市のうち15市が一般職の改正の提案を、特別職につきましては、19市中14市が今回の12月議会に提案するというふうに伺っているところでございます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時56分」

「再開 午後 1時58分」

△ 自由討議

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案6件の自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があればご発言ください。それでは、まず、議案第90号、指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）、意見はありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。議案第91号、指定管理者の指定について（霧島市民会館）、意見はありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。議案第87号、霧島市総合計画策定条例の制定について、意見はありますか。

○委員（宮内 博君）

総合計画というのは、法的には策定の義務がない。しかしながら霧島市としては、今回新しく条例を設けてこれを策定するというので、今回提案がなされております。それで平成20年に策定をされた総合計画は法的に策定をしなければならないという位置づけのもとで作られたものではあるんですけども、この10年間という長い間の目標値や推計値なども立てて示していくというようなことがあるので、当然その10年間の長い期間で見ると、かなり現実からは離れた結果となっているようなものというのでも散見をされるわけですね。ですから審議会条例の中では、この総合計画の変更を行うときは審議会にかけて、変更を決定するという事なども可能なわけでありまして、やはりそこところは適宜、一定期間検証した上で見直しを行うような形で取組を今後についてはやってもらいたいということの一つは申し上げておきたいと思っております。それから、市長自身が公約の中で掲げている地域や年齢や性別を問わずに市民の間でネットワークを構築して、議論をしていくという政策上の市民ネットワーク機構の設置に取り組むというのを公約にしているわけですので。そことこの総合計画との整合をどのように図っていくのかということについても十分な議論がまだされていない中で素案の審議がなされているということでもありますから今後、一定期間ありますので、その期間に十分な議論ができるようにしていただきたいということをお願いいたします。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。議案第110号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、意見はありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。議案第111号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について、意見はありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。議案第112号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案6件の自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時07分」

「再開 午後 2時08分」

△ 議案第87号 霧島市総合計画策定条例の制定について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第87号、霧島市総合計画策定条例の制定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

採決します。議案第87号について、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、議案第87号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第90号 指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）

○委員長（松元 深君）

次に、議案第90号、指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第90号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、議案第90号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第91号 指定管理者の指定について（霧島市民会館）

○委員長（松元 深君）

次に、議案第91号、指定管理者の指定について（霧島市民会館）、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第91号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、議案第91号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第110号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第110号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、議案第110号、霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について討論をさせていただきたいと思います。これは議案第112号の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正にも共通するものでありますけれども、実は私どもが市議会議員選挙前に行いました市民アンケートでは7割の方が以前よりも暮らしが厳しくなっているというふうに回答をしている状況にあるわけですね。今回私どもも選挙戦を戦って議員に当選をさせていただいた市長としても当然、そういう状況にあるわけですが、市民の皆さんの暮らしを守るというそういう観点からいたしますと当選直後に今回のような議員報酬あるいは首長の報酬の引上げを行うということには私は賛成できないということになります。職員給与の引上げについては、当然、人事院勧告どおりに引上げを行うというのは生活給でもありますし、当然の労働の対価として支払うべきものだというふうに思うわけですが、首長や市議会議員の給与については、人事院勧告どおりに引上げをするという義務もないわけでありまして、極めてこの政治的な意味合いの深いものだというふうに判断をすることができるというふうに思うんですね。これまでも県内の自治体の議員報酬の引上げ等について、引き上げを行わないという形で処理をしている自治体も散見をされる状況にあるわけでありまして、そのような中で首長の給与の引上げを行うという点については賛成できないということをお願いしたいと思います。

○委員（阿多己清君）

私は、議案第110号について、賛成の立場で討論を申し上げます。当然、議案第112号にも絡むものでございます。国の人事院勧告に準拠する形で、更には県の人事委員会勧告に基づいて職員給与の改定が行われてきておりますけれども、これに倣うように特別職等においても国の指定職を参考にして、これまでも改定が行われてきているところです。いろいろ厳しい状況が出た場合は、当然に下げられておりますし、見直しを見送ったこともございまして、それぞれ国の流れを準拠する形で、これまでも進められてきております。今回は期末手当について0.05月、引上げる勧告をされておりました、今提案がされているところでございます。地方公務員の部分、それから特別職、議会議員の給与、この報酬、給与等については直接、法的に規定はされていないところなんですけれども、その時々民間企業のそういう人事院勧告の部分の的確に反映して、勧告に準拠する形で進められてきておりますし、ほとんどの自治体においてもこれを進められているところでございます。一般的に見ても合理的で、説明責任が明確となる根拠であるとは私は思っているところです。これらの状況等を総合的に見て、今回の条例改正については賛同できるものでございます。可決すべきものと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員（山田龍治君）

反対の意見として、やはり人事院勧告また、国の指針に基づいてされることは理解できるんですが、議案第110号と議案第112号に関しては、やはり選挙が終わった後に市民の皆さんにいろいろな御理解いただきながら我々は代表になっております。その中で選挙後すぐこのようなことがあって給与を上げていくというのは、やはり市民の皆さんの目線から見てもいいことではないと思います。ボーナスの賞与の部分になりますけど、給与が変化するわけではないんですが、ここはやはり自分たちが身を律してするべきではないかと私は思っています。

○委員（下深迫孝二君）

賛成の立場で発言致します。今回、若い議員の皆さんがたくさん出て来られました。本当に子育てをするのに少しでもお役に立てばということで、前回の4年前に選挙前でしたけれども、退職をされた前西村議長が、若い人たちが議会に出てこられるようにということで、5万円の報酬の引上げを提案していただきました。そして、その中でその当時、霧島市の報酬というのは、同等市の中では84市の中で82番目でした。旧国分市の議員報酬を合併してからも引き継いでいたわけですので、

本当に少ない報酬だったというふうに思っています。我々のような年寄りになると別に上らなくてもという気持ちはありますけれども、やはり、子育てをされる方がこれからもどんどん議員職にも出てきていただくためにも、上げられるときは上げていただいて、また、下げなくてはいけないときが来たときには、下げていただければいいわけですので、今回の市長の報酬と議員の報酬については、可決すべきものという立場で討論を終わります。

○委員長（松元 深君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第110号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名、起立多数と認めます。したがって、議案第110号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第111号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第111号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第111号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第111号については、全会一致で採択すべきものと決定しました。

△ 議案第112号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第112号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第112号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでありますけれども、議案第110号で市長等の給与等に関する条例の一部改正の部分で申し上げたとおりでありますけれども、人事院勧告に基づいて引上げをするというのは、法律的にはないわけでありまして、地方公務員については当然、そのことをしっかりやって生活給を確保するということは必要なことでもありますけれども議員報酬につきましては、市議会議員選挙を受けて市民の皆さんの暮らしが非常に厳しい状況下の中で引上げを、改選後の初議会で行うということについては当然市民の理解が得られないというふうに思いますので、この条例については賛成できないということを申し上げておきたいと思います。

○委員（阿多己清君）

先ほどと同じことではあるんですけれども、人事院勧告等に準拠することが客観性があるって私は合理的だと思っております。公正で透明性が担保され、市民の納得が得られるような仕組みがない限り、今他市もこの人事院勧告にならってされておりますので、本市も行うことは妥当であると考えております。

○委員長（松元 深君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第112号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名、起立多数と認めます。したがって、議案第112号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時19分」

「再開 午後 2時20分」

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（松元 深君）

ただいま議案処理及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。[「委員長一任」と言う声あり]

○委員長（松元 深君）

それでは、委員長に一任いただけますか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の全ての審査を終了します。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時21分」

「再開 午後 2時22分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査について、「総務環境常任委員会の所管事項について」とし、議長に提出することよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

○委員長（松元 深君）

それでは、そのようにいたします。次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

3月議会が終わってからということになると思いますが、当委員会の所管をする案件で、先進自治体の行政視察というのが行われるわけですが、時期的には6月議会を前にして実施をするという傾向になっておりまして、それでそういうことから考えると、今の段階でそういった計画を立ち上げましょうということを議論ができるようにしておいたほうがいいんじゃないかと思うのです。新人の方たちが3人いらっしゃるの、その方たちの御意向なども尊重しながら委員会として行政視察を実施をするというよいようなことで考えていく必要があるのではと思いますので、本日は本年内は最後の委員会ということになりますから、一応そのような議論がすぐできるとは思いませんけど、少し協議をしておいてほうがいいのではないかと思っの提案です。

○委員長（松元 深君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時23分」

「再開 午後2時24分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。行政視察については、来年の1月12日くらいまで、視察項目等があれば準備をしておいていただきたいと思います。

以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 2時25分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 松 元 深